

化学物質のリスクアセスメントの的確な実施に向けた 制度改善について

第167回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

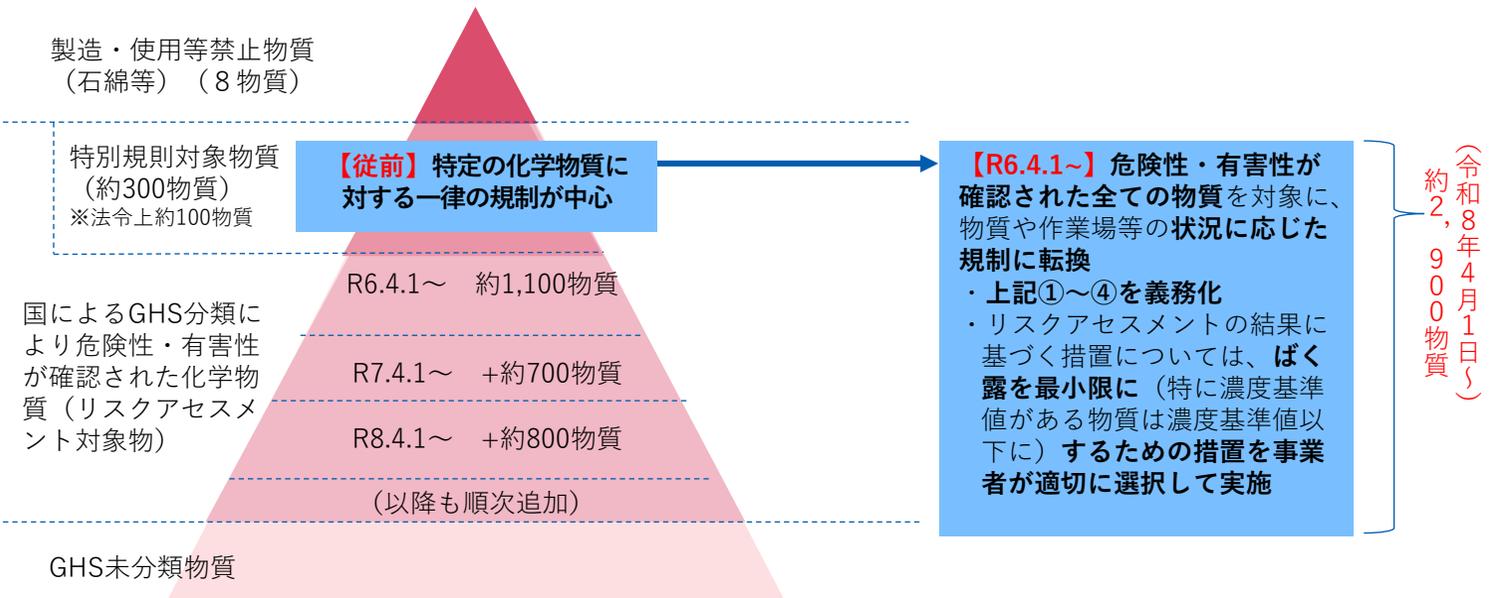
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法における化学物質規制

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



化学物質規制体系の抜本的見直し（下図）により、**令和8年4月には①～④の対象物質が約2,900に拡大。**



- ③個人ばく露測定 (※) を含むリスクアセスメント
 - (※) 労働者の身体に装着したサンプラーを用いて化学物質のばく露の程度を測定する方法
 - ④ばく露低減措置
- ※③、④は製造メーカー等においても実施

- 課題①** 対象物質が大幅に拡大される中での、SDS交付の確実な履行
- 課題②** EU等の潮流を踏まえた、リスクアセスメントの実施と企業の営業秘密の保全の両立
- 課題③** 個人ばく露測定の精度の担保

(注) GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」。日本では「日本産業規格 Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法)」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

制度改善に向けた検討の経緯

(化学物質のリスクアセスメントの的確な実施に向けた課題)

自律的に化学物質管理を行う仕組みへの転換により、化学物質の危険・有害性情報を確実に伝達し、その情報に基づきリスクアセスメントを的確に実施することが一層重要となった。

1 化学物質の危険・有害性等の情報の的確な通知等に関する課題

- (1) リスクアセスメントの的確な実施のためには、SDSの交付等により化学物質の危険・有害性情報を入手することが前提。SDSの交付等による化学物質の危険・有害性等の情報の通知について、より確実に速やかに行うことが必要。また、SDS等の通知事項の内容を充実し、事業者がSDS等の情報に基づき的確にリスクアセスメントを実施できるようにすることが必要。
- (2) 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日）において、SDSに記載する化学物質の成分及びその含有量が営業上の秘密に当たる場合はその旨をSDSに明記して記載を省略することが提言されたところ、これに対応することが必要。

2 ばく露状況の的確な把握に関する課題

化学物質のばく露の程度を最小限度とするためには、化学物質によるばく露の程度を的確に把握することが重要。個人ばく露測定（個人のばく露の程度の把握）の精度の担保が必要。

上記の課題について「化学物質管理に係る専門家検討会」において検討を行い、令和5年11月（ばく露状況の的確な把握）、令和6年8月（化学物質の危険有害性情報の的確な通知等）にそれぞれ報告を取りまとめた。

化学物質管理に係る専門家検討会

○ 検討会の趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上¹の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。これらを踏まえ、従来、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準の制定等を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づきリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催する。

○ 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンスフル・ケア推進 管掌（～令和5年度第9回）
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理
佐藤 恭二	建設労務安全研究会 副理事長 飛鳥建設株式会社 安全環境部 担当部長（令和6年度第1回～）
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長（令和6年度第1回～）
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部安全部担当部長（～令和5年度第9回）
森 浩二	一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部 部長（令和6年度第1回～）
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめのポイント

取りまとめの概要（危険有害性情報の通知関係（令和6年8月））

1. 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

- (1) 履行確保のため、次の通り規定すべき
 - ア SDSの交付等による危険有害性情報の通知の義務（労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）第57条の2第1項）に罰則を設けるべき。
 - イ SDS等により通知した事項を変更した場合は、変更後の通知事項を速やかに譲渡・提供先に通知（安衛法第57条の2第2項）する努力義務を義務規定とするべき。
- (2) SDS等による危険有害性の通知事項のうち、必須となる事項について厚生労働省令で定めるべき。これら以外で通知が望ましい事項については、通知等で示すべき。

2. 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

- (1) 重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合は非開示の対象とすべきではない。
- (2) 次の事項を化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務として規定すべき。
 - ア 非開示が認められる物質のみについて、成分の通知義務が免除されること
 - イ 非開示の場合には「営業秘密」であることを通知するとともに、代替名その他の情報を譲渡・提供先に通知しなければならないこと
 - ウ ア及びイにより成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から5年間保存しなければならないこと
- (3) 医師が、非開示対象物質にばく露した者への診断及び治療のために必要であるとして、成分名の開示を求めた場合、営業秘密に当たる成分名を直ちに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。
- (4) 産業医が、成分名の特定が必要であるとして、成分名の開示を書面で求めた場合、その目的に必要な範囲において、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に営業秘密に当たる成分名を、速やかに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。
- (5) 労働基準監督機関が、営業秘密の非開示事項が適切に設定されているかの確認のため、非開示情報の開示等を求めた場合、報告することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。

取りまとめの概要（個人ばく露測定の精度の担保関係（令和5年11月））

1. 個人ばく露測定の精度の担保について

個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に、測定の精度を担保するため資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべき。

ご議論いただきたい事項

専門家検討会の取りまとめを踏まえ、以下の事項についてご議論いただきたい

1. SDSの交付等による危険有害性情報の通知制度の履行確保について
2. SDS等による危険有害性の通知事項について
3. 営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等が認められる対象について
4. 営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等をする場合の譲渡・提供者の義務等について
5. 営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等をした場合の医療上の緊急事態及び産業保健上で必要な場合等の情報開示について
6. 個人ばく露測定の精度の担保のための仕組みについて

論点 1 : SDSの交付等による危険有害性情報の通知制度の履行確保について

論点：新たな化学物質規制が施行され、対象となる化学物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の確かな実施のため、SDS等により通知される危険有害性情報の重要性が増している。

SDS等による危険有害性情報の通知制度の履行確保についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

現在、化学物質の譲渡・提供者に対して、SDSの交付等による危険性又は有害性情報等の通知が義務付けられている。

SDS交付等を徹底するため、

- SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けること。

SDS等の通知事項を変更した場合、変更された通知事項を迅速かつ確実に伝えるため、

- 変更された通知事項の速やかな通知の努力義務（安衛法第57条の2第2項）について義務規定とすること。

※ 上記及び論点2について、施行まで5年程度の周知期間をおき、その間、通知の電子化・標準化等の推進のため、国が一定の支援を行う。

（令和6年8月化学物質管理に係る専門家検討会報告書（以下、「報告書」という。）Ⅲ第3の1）

（参考）安衛法における規定

- ラベルによる容器等への危険・有害性の表示の義務（罰則有り）（第57条第1項）
- SDS交付等による危険・有害性情報の通知の義務（罰則無し）（第57条の2第1項）
及び通知事項に変更が生じた際の通知の努力義務（同条第2項）

論点2：SDS等による危険有害性の通知事項について

論点：化学物質を取扱う事業者等が、リスクアセスメントを的確に実施し、その結果に基づく措置を適正に実施するため、SDS等の通知事項の充実についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間取りまとめのポイント

現在、化学物質の譲渡・提供者がSDS等で通知しなければならない事項（安衛法第57条の2、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第34条の2の4で規定されている事項）は以下のとおりであるが、

【現行の記載事項】

安衛法第57条の2

- 名称
- 成分及びその含有量
- 物理的及び化学的性質
- 人体に及ぼす作用
- 貯蔵又は取扱い上の注意
- 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 上記のほか厚生労働省令で定める事項

安衛則第34条の2の4

- 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 危険性又は有害性の要約
- 安定性及び反応性
- 想定される用途及び当該用途における使用上の注意
- 適用される法令
- その他参考となる事項

- ・ **リスクアセスメントを的確に実施するため、通知の内容について下記の事項を拡充すること。**（報告書 Ⅲ第1）

【必須とする事項】

- ・ **CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号**
- ・ **含有される成分ごとに適用される法令等**

※ 特別規則適用物質や危険物、リスクアセスメント対象物質、皮膚等障害化学物質等、がん原性物質、濃度基準値設定物質、女性労働基準規則第2条第1項第18号の妊娠中の女性を就かせてはならない業務の対象物質

- ・ 含有される皮膚等障害化学物質、特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質については、**適当でない保護手袋の材料**（ネガティブリスト）
- ・ 呼吸用保護具を使用する場合に**選択すべき呼吸用保護具の種類**。防毒用の場合には、成分に応じ**使用すべき吸収缶の種類**

論点2：SDS等による危険有害性の通知事項について

中間とりまとめのポイント

【記載することが望ましいとする事項】

- ・ 想定される用途及び当該用途における使用上の注意について、**使用上の制限を重点に記載**
 - (1) **物理的危険性を有する物質については、爆発限界や引火点**
 - (2) 急性毒性に区分される物質等、急性の健康影響を有する物質については、**換気等のばく露低減措置や作業内容に応じた保護具の使用が必要であるという注記**
- ・ 人体に及ぼす作用（危険有害性情報）に、**労働基準法施行規則第35条及び別表1の2で定める業務上の疾病の対象物質である場合はその旨**
- ・ 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置について、
 - (1) **救急隊員が到着する前に行うべき応急措置**
 - (2) **医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先**
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意における保護手袋について、
 - (1) 最終的に消費される段階の製品については、**推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）**
 - (2) **保護手袋の「厚さ」**
 - ① 作業内容や作業時間によって必要な耐透過レベルを決定し、**厚さ（及び材料）を選択することを明示**
 - ② 標準的な使用方法に基づいて必要な耐透過性レベルが特定できる場合は、**当該耐透過性レベル及び保護手袋の厚さ・材料**
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意における呼吸用保護具について、ガス・蒸気とミスト状の液体等の粒子状物質が混在する作業を行うことが想定される場合は、**防じん機能及び防毒機能を有するろ過式呼吸用保護具等を使用する必要があること**

論点3：営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等が認められる対象について

論点：国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)では、企業の営業秘密情報の保護を保証するべきとされ、営業秘密情報の保護に関する原則や考慮事項等が示されており、EU等の諸外国では既に対応が進んでいる。

一方、安衛法第57条の2第1項第2号では、SDSに記載する事項として「成分及びその含有量」が規定されており、成分を通知しないことは認められていない。

国際的な動向も踏まえリスクアセスメントの実施に支障のない範囲として、営業秘密として成分名を代替名表示等のできる化学物質の有害性の範囲及び含有量の表示方法等についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

国際的な動向を踏まえ、**GHSの考え方に基づき、リスクアセスメントの実施に支障がない等、SDS等交付制度の趣旨を損なわない範囲において代替名等の通知を認める。**

具体的には、

- ・ **成分名は、重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合等（P23参照）を除き、営業秘密に該当する場合は非開示の対象とすること。**

※ 発がん性を有するもの等の一定の有害性を有する物質、混合物の含有量がGHS（JIS）の濃度限界以上の場合、特化則等の特別規則の適用対象物質等の法令で規制されている物質等は**代替名等の通知は認めない。**

- ・ **含有量は、非開示の対象とはせず、上記の成分名の非開示対象の物質の含有量は、（安衛則第34条の2の6※に規定された）10%刻みの表示を原則とすること。**

※ 特別規則等で規定されている一定の化学物質について、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについて、10%刻みでの通知を認めるもの。
(報告書Ⅳ第2、第3)

論点4：営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等をする場合の譲渡・提供者の義務等について

論点：SDS等の通知において、営業秘密に該当する化学物質の代替名表示等を認める場合、化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務等についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間取りまとめのポイント

- ・ 営業秘密による非開示とする場合、**「営業秘密」であることを通知**すること。
- ・ **一定の条件（P23参照）**に従い、**非開示^{注1}が認められる物質のみ**について、**成分の通知義務が免除される**こと。
- ・ 上記の場合において、**代替名その他の情報^{注1}を譲渡・提供先に通知しなければならない**こと。
- ・ 成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、通知者は**非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から5年間^{注2}保存しなければならない**こと。
- ・ 厚生労働大臣は、代替名その他の情報の内容を決定するために必要な指針を公表すること。

(注1) 代替名を開示することにより、営業秘密を保持できない場合は、非開示成分の危険有害性区分等の危険有害性情報を通知することで代えることができる。

(注2) 安衛則第577条の2第5項において、リスクアセスメント対象物の健康診断結果を5年間保存することが義務付けられているため、産業保健上の理由による営業秘密情報の開示請求に応じられるよう、5年間の記録保存を義務付ける趣旨である。なお、法令で30年間の健康診断結果の記録の保存が義務付けられている特別管理物質やがん原性物質は、営業秘密による非開示の対象とはならない。

(報告書Ⅳ第4)

論点5：営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等をした場合の医療上の緊急事態及び産業保健上で必要な場合等の情報開示について

論点：代替名等を通知した化学物質に関して、①医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、②産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、③営業秘密情報が適切に設定されているかを確認するため、労働基準監督機関による確認が必要になる場合の情報開示についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

【①医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合】

化学物質にばく露したことによる健康障害が生じた又は生じるおそれのある場合、その診断又は治療のため、成分名の開示が必要になる場合がある。このため、

- **医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示することを義務づけること。**

【②産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合】

化学物質にばく露したおそれのある労働者に対する健康診断等により、有所見や健康影響を把握した場合等において、産業保健上の理由により代替名等を通知した化学物質の成分名を特定する必要がある。このため、

- **産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示することを義務づけること。**

【③営業秘密情報が適切に設定されているかを確認するため、労働基準監督機関による確認が必要になる場合】

- **労働基準監督機関から求められた場合に報告（非開示情報の開示）等に応じる義務を課す。**
- **営業秘密により、成分名の非開示を行った化学物質の譲渡・提供を行い、当該情報の記録・保存をしている事業者が、当該事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に当該営業秘密情報の記録を提出することを義務付けること。**

（報告書Ⅳ第5、第6）

論点 6 : 個人ばく露測定の精度の担保のための仕組みについて

論点：労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための個人ばく露測定（以下「確認測定」という。）や、リスクアセスメントのための個人ばく露測定については、ばく露の程度が濃度基準値を超えるおそれのある場合や工学的対策等によるばく露の低減が困難な場合に適切な呼吸用保護具の選択のために行われる。

個人ばく露測定の精度の担保についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

- (1) 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者¹に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者²に行わせることを事業者¹に新たに義務付けることが適当である。
- (2) 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定についても、その精度を担保する仕組みが必要であり、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- (3) 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**(1)及び(2)に共通の要件とすべき**である。

(令和5年11月化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ第1の3)

参考① 「令和6年度 化学物質管理に係る専門家検討 会中間取りまとめ」 (危険有害性情報の通知関係)

Ⅱ 化学物質の危険有害性情報の通知制度に関する検討の趣旨について

1 新たな化学物質規制の趣旨

- 現在、国内における化学物質による労働災害は年間450件程度で推移し、特別則による個別規制の対象となっていない物質を原因とするものがその約8割を占める状況にある。この一因としては、ある化学物質に対して国がリスク評価を行い規制対象に追加したとしても、事業者が危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られず労働災害が発生することが挙げられる。
- 一方、国際的には、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS)により、危険性・有害性のある全ての化学物質について、ラベル表示や安全データシート(SDS)の交付による危険性・有害性の情報提供を行うことで、化学物質の使用者にリスクに基づく自律的な管理を行わせることが一般的となっている。
- これらを踏まえ、日本国内の職場における化学物質の管理のあり方を見直すため、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書（令和3年7月19日公表。以下「検討会報告書」という。）においては、国によるGHS分類の結果、危険性又は有害性の区分がある全ての物質をラベル表示やSDS交付の対象とした上で、事業者に、それら情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施を義務付けることを提言した。
- さらに、検討会報告書においては、SDS等による含有量の通知に関して、10%刻みでの記載を容認してきた含有量について、重量パーセントそのものを記載すべきとしつつ、成分（化学物質の名称）及びその含有量について、当該情報が営業上の秘密に当たる場合（特別規則において規制されている物質等の有害性の高い物質を除く。）は、その旨をSDSに明記した上で、省略することができるように見直すべきであると提言している。

Ⅱ 化学物質の危険有害性情報の通知制度に関する検討の趣旨について

2 労働安全衛生法施行令等の改正内容

- ・ 検討会報告書を踏まえ、厚生労働省では、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号）により、従来、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第9に個々の物質名を列挙する形で規定していたラベル表示・SDS等の交付の義務対象物質の範囲を、原則として、国によるGHS分類の結果、危険性又は有害性があるもの全てとする改正を行い、危険性・有害性区分の相対的に高いものから、令和8年4月までに、順次、施行することとしている（令和8年以降も、新たにGHS分類で危険性・有害性が区分されたものを追加している。）。
- ・ また、含有量の通知が営業上の秘密に該当する場合には、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第70号）により改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第34条の2の6第2項において、10%刻みでの通知を認めつつ、譲渡・提供先からリスクアセスメント実施のために求めがあった場合には、秘密保持を条件に、より詳細な情報を通知することを義務付ける規定を設けた。

3 労働安全衛生法施行令等の改正後の課題

- ・ 危険有害性情報の通知について、交付義務を果たしている事業所割合は、90.4%（令和4年度動労安全衛生調査）であると考えられ、いまだに1割近い事業場で、通知の義務を履行していない状況である。さらに、成分及び含有量、適用法令並びに保護具等に関する通知事項の充実や、通知事項が変更された場合の譲渡提供先への通知の迅速化が必要との指摘がなされている。
- ・ 営業上の秘密のうち、成分の通知については、法第57条の2第1項第2号で「成分及びその含有量」が規定されていることから、省令による省略規定を置くことができず、公開情報となるSDSには記載せずに秘密保持契約等の措置を講じた上で別途通知する方法は認めているが、成分を通知しないこと自体は認められていない。

4 本検討会での検討事項

- (1) 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善を図るべき点はあるか
- (2) 営業秘密として非開示にできるSDSの項目をどう考えるか
- (3) リスクアセスメントの実施に支障のない範囲であるとして、営業秘密として非開示にできる化学物質の有害性の範囲及び濃度をどう考えるか
- (4) 営業秘密として一部項目を非開示とした場合、SDSにどのように表記するか
- (5) 緊急事態における情報開示をどのように考えるか
- (6) 行政機関への非開示情報の開示等の必要性をどう考えるか

Ⅲ 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

第1 通知事項の改善について

1 「成分及びその含有量」その他事項について

(1) 成分及びその含有量

- 成分及びその含有量について、**CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号をSDS等で通知**することを義務付けるべき。

(2) 想定される用途及び当該用途における使用上の注意

- 想定される用途及び当該用途における使用上の注意について、**使用上の制限を重点として通知**することが望ましい。

通知すべき事項としては、次の事項がある。

- ア 物理的危険性を有する物質については、爆発限界や引火点
- イ 急性毒性に区分される物質等、急性の健康影響を有する物質については、換気等のばく露低減措置や作業内容に応じた保護具の使用が必要であるという注記

(3) 適用される法令

- 適用される法令について、特別規則適用物質や危険物に加え、リスクアセスメント対象物質、皮膚等障害化学物質等、がん原性物質及び濃度基準値設定物質については、**含有される成分ごとに、法令による規制が適用される旨を通知**することを義務付けるべき。
- 労働基準法の規定に基づき制定された女性労働基準規則第2条第1項第18号の**妊娠中の女性を就かせてはならない業務の対象物質についても、法令による規制が適用される旨を通知**することを義務付けるべき。
- 労働基準法施行規則第35条及び別表1の2で定める**業務上の疾病の対象物質については、適用される法令ではなく、人体に及ぼす作用（危険有害性情報）として通知**することが望ましい。

(4) 応急の措置

- 応急の措置は、急性毒性など、生命に関わるような有害性を有する物質については、有害性の内容や症状、ばく露時の応急措置等、**救急隊員が到着する前に行うべき応急措置を通知事項とする**ことが望ましい。
- 医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先として、**日本中毒情報センターの連絡先を通知事項とする**ことが望ましい。¹⁷

Ⅲ 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

第1 通知事項の改善について

2 「貯蔵又は取扱い上の注意」の記載内容における保護手袋について

(1) 保護手袋の通知内容

- 取り扱う物質が混合物の場合、保護手袋選択マニュアルを活用して保護手袋を選択することは可能であるが、ユーザーが選ぶことは負担が大きいことから、必要最小限の事項の通知を義務付けるべき。

(2) 適当でない保護手袋の材料の通知

- 含有される皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質については、適当でない保護手袋の材料（ネガティブリスト）の通知を義務付けるべき。

※ 厚生労働省HPで公表している皮膚等障害化学物質及び不浸透性の保護具等の使用義務物質の耐透過性能一覧表のURLを示すなど、当該通知事項をインターネットの利用その他の方法により周知した場合は、この限りではない

(3) 最終的に消費される段階の製品について、推奨する保護手袋の材料の通知

- 最終的に消費される段階の製品については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）の通知が望ましい
ただし、ポジティブリストを示す場合は、次に掲げる事項に留意すべき。
 - ア 耐透過性レベルが最も高い材料（多層フィルム等）のみを明示することなく、作業内容に応じて使用可能な選択肢（耐透過性レベル1以上）を幅広く示す。
 - イ 示されたポジティブリスト以外の材料でも事業者が選ぶことができることを明示する。

(4) 手袋の厚さの通知

- 保護手袋の「厚さ」について、次のいずれかの事項を通知することが望ましい。
 - ア 事業者が作業内容や作業時間によって必要な耐透過レベルを決定し、厚さ（及び材料）を選択することを明示（保護具選択マニュアル等の活用を明示）する。
 - イ 取扱説明書で指定する標準的な使用方法に基づいて必要な耐透過性レベルが特定できる場合は、当該耐透過性レベルを通知するとともに、保護手袋の厚さ及び材料を明示する（製品名の明示でもよい）。

Ⅲ 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

第1 通知事項の改善について

3 「貯蔵又は取扱い上の注意」の記載事項における呼吸用保護具について

- (1) 最終的に消費される段階の製品については、呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類を通知を義務付けるべき。
- (2) 防毒用マスクについて、最終的に消費される段階の製品については、成分に応じ、使用すべき吸収缶の種類を通知することを義務付けるべき。
- (3) 最終的に消費される製品の取扱説明書等において、スプレー塗装作業等、ガス・蒸気とミスト状の液体等の粒子状物質が混在する作業を行うことが想定される場合は、防じん機能及び防毒機能を有するろ過式呼吸用保護具又は給気式呼吸用保護具を使用する必要があることを通知することが望ましい。

第2 通知方法の改善について

- (1) 譲渡・提供する以前の段階で、一律にSDS等の開示を義務付けることは困難。
- (2) リスクアセスメントの結果に基づく措置として代替物を検討するため、購入前にSDSの閲覧ができることが望ましい。このため、譲渡・提供を受けることを検討している者からの求めがあった場合、製品に含有する成分に係る適用法令の一覧だけでも開示することが望ましい。

Ⅲ 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

第2 通知方法の改善について（続き）

2 SDS等により通知した事項に変更が生じたときの通知の迅速化

- (1) 危険有害性情報、非常時対応や適用法令について、**SDS等で通知した事項を変更した場合、速やかに変更された事項の通知を行えるよう、SDS等による通知の電子化及び標準化を推進**すべき（当面の間、電子化・標準化を法令上の義務とはしない）。
- (2) **SDS等による危険有害性情報の通知を電子化し、その電子データの配列を標準化**することにより、川上、川中、川下、ユーザー企業それぞれの電子システムに直接入力可能とする。これにより、**変更された事項を手入力する手間を省き、通知に要する時間の短縮**を図るべき。
- (3) 通知事項の変更時にエンドユーザーにまでその情報を適切に伝えるため、**電子的に通知事項を変更し、変更された事項を電子メールで通知する、インターネットに掲載してQRコードを配付する等**の方法により、**速やかに譲渡・提供先に伝達**することを推奨すべき。
- (4) 現在、努力義務となっている、**通知事項の変更時の譲渡・提供先への速やかな通知を義務化**すべき。

第3 履行確保のための施策等

1 履行確保の方法

- (1) 履行確保のため、次の通り規定すべき
 - ア **SDSの交付等による危険有害性情報の通知の義務（法第57条の2第1項）に罰則を設ける**べき。
 - ※ 罰則は、規定による通知をせず、又は虚偽の通知を行った場合に適用。
 - イ **SDS等により通知した事項を変更した場合は、変更後の通知事項を速やかに譲渡・提供先に通知（法第57条の2第2項）する努力義務を義務規定とする**べき（罰則は設けない）。
 - ※ 通知事項の変更の頻度について規定する趣旨ではない。また、変更された事項の通知の相手方については、継続的に取引を行っている相手方（概ね1年以内に化学物質を譲渡・提供した相手方）とする。
- (2) **SDS等による危険有害性の通知事項のうち、必須となる事項**について、厚生労働省令で定めるべき（罰則は設けない）。これら以外で通知が望ましい事項については、通知等で示すべき。
- (3) **施行まで5年程度の周知期間**をおき、その間、通知の電子化・標準化等の推進のため、**国が一定の支援を行う**べき。

Ⅲ 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

第3 履行確保のための施策等

2 SDS等の作成者に対する支援

- (1) 国がモデルSDSにおける有害性の区分や濃度基準値などを変更した場合、国は、速やかに情報をメーカー団体に提供するべき。また、中小事業場に対して、SDS作成支援ツールを周知すべき。
- (2) SDS等の作成については、事業者団体が連携し、改正法令の公布から施行までの5年間を目途に、中小事業者に対する支援を行うべき。
- (3) 危険有害性情報の通知の電子化及び標準化について、具体的な方法を引き続き検討し、改正法令の公布から5年後に中小事業者が電子化及び標準化に対応できるよう、国が一定の支援を行うべき。

3 より使い勝手の良い保護手袋の開発等に対する国の支援

次の事項について、国が一定の研究支援を行うべき。

- (1) 保護手袋の作業性の向上等を促進するための保護手袋の作業性の性能評価方法の確立等
- (2) 保護手袋の使用可能時間を確認するための簡易な測定方法の評価方法の確立等

4 化学物質管理の向上を図るための官民の取組

- 令和7年2月を初回とする「化学物質管理強調月間」を活用し、官民一体となって化学物質管理の向上の取組を働きかけるべき。

5 危険有害性情報の通知事項に関するメーカーとユーザーの対話の充実

- 危険有害性情報の通知事項の適正化や、通知の電子化及び標準化にはメーカーとユーザーの対話を積み重ねることが重要であるため、事業者団体により、両者の対話の場を常設すべき。

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第1 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS)における営業秘密の考え方

- ・ 国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)においては、1.1.1.6章において、「化学品の危険有害性に関する情報の伝達にあたっては、労働者、消費者および一般市民の健康と安全ならびに環境保護を図ると同様に、所管官庁の定めに従って、企業の営業秘密情報の保護を保証すべきである。」とし、1.4.8章において、営業秘密情報の保護に関して記載する際の原則、考慮事項及び一般原則を示している。
- ・ 本検討会では、これら考慮事項及び一般原則に沿って、必要な事項の検討を行った。

第2 営業秘密の定義、非開示の対象

1 営業秘密の定義

- 営業秘密の定義としては、次の全てを満たすものとするべき。
 - ① 情報が公開されていないこと
 - ② 譲渡・提供者が、情報が公開されないように合理的な手段をとっていること
 - ③ 開示によって譲渡・提供者に財産上の損失又は当該者の競合相手に財産上の利益を与えること

2 非開示の対象

- (1) 成分名は、重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合等を除き、営業秘密に該当する場合は非開示の対象とすべき。
- (2) 含有量は、非開示の対象とはせず、上記の成分名の非開示対象の物質の含有量は、(安衛則第34条の2の6に規定された) 10%刻みの表示を原則とすべき。

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第3 リスクアセスメントの実施に支障のない範囲として、営業秘密として非開示にできる化学物質の有害性の範囲及び濃度

1 一定の有害性を有する物質の成分名の非開示の範囲

(1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性の有害性を有するものは、有害性区分に関わらず、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 混合物の場合は、含有量が濃度限界を下回ることにより混合物としての有害性の分類で有害性が区分されないものを除く。

(2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性を有するものは、成分名の非開示の対象とすべきでない。

(3) 皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露）を有するものは、区分1に該当する場合は成分名の非開示の対象とすべきでない。

(4) 急性毒性を有するものについては、成分単体として区分1～3に該当する物質は、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 混合物の急性毒性の有害性区分は、急性毒性の区分のある全ての成分を濃度で加重平均して混合物の急性毒性値（ATE）をばく露経路別に計算し、判定基準に照らして区分することが通常。このため、混合物としての有害性区分で非開示の対象物質を判断することは困難であり、成分単体の有害性区分によって非開示の対象を判断すべき。

2 混合物の有害性区分に影響を与える濃度に係る非開示の範囲、法令で規制されている物質の開示

(1) 含有量がGHS（JIS）の濃度限界以上の場合は、混合物の有害性の区分に影響し、リスクアセスメントの実施に支障のない範囲とはいえないことから、成分名の非開示の対象とすべきでない。

(2) 法令で個別の対応が義務付けられている、特化則等の特別規則の適用対象物質、皮膚等障害化学物質に該当する物質及び濃度基準値が設定されている物質については、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 急性毒性については、混合物の急性毒性値（ATE）によって有害性区分が決定されるため、濃度限界に係る制限は適用しない。

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第4 営業秘密として非開示とした場合のSDS等による通知事項及び履行確保の方法

1 「営業秘密」に該当する旨の明示

- 営業秘密による非開示とする場合、「営業秘密」であることを通知することを義務付けるべき。

2 代替名の通知及び代替名の設定方法

- (1) 成分名を非開示とする場合、それに代わる代替名その他情報を通知することを義務付けるべき。

2 代替名の通知及び代替名の設定方法（続き）

- (2) 厚生労働省は、代替名その他の情報の内容を決定するために必要な指針を公表すべき。指針には、次に掲げる事項を定めるべき。

ア 代替名の決定は、名称の4要素のいずれか一つを置き換え又は削除することで行う。ただし、構造が比較的単純である等の理由で、1要素のみの置き換え又は削除では成分名が特定されるおそれがある場合は、2要素の置き換え又は削除を認める。

イ アに関わらず、とが2要素の置き換え又は削除を行っても成分名が特定されるおそれがある場合は、当該成分の危険有害性区分等の危険有害性情報を通知することで、代替名の通知に代えることができる。

ウ 代替名の決定に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 名称の4要素は、①母体化合物の構造、②対イオンの構造及び数、③光学異性体、④母体化合物又は他の置換基に結合している置換基の構造、数若しくは位置とする。
- ② 置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号については削除、その他の情報については一般名への置換とする。
- ③ 代替名の決定に当たっては、代替名と有害性の関連性が分かるようにすることが望ましい。

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第4 営業秘密として非開示とした場合のSDS等による通知事項及び履行確保の方法（続き）

3 含有量の通知

- **成分名が営業秘密による非開示の対象となる場合の含有量の表示**は、安衛則第34条の2の6で規定される方法（**原則10%刻み**で記載し、譲渡・提供先から要望があった場合は、さらに詳細の情報の開示を行う方法）とすべき。

4 履行確保の方法

- (1) 次の事項を**化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務（罰則を設ける）として規定すべき。**
- ア 第3の1及び2の条件に従い、**非開示が認められる物質のみについて、成分の通知義務が免除**されること
- イ この場合においては、**代替名その他の情報を譲渡・提供先に通知**しなければならないこと
- ウ ア及びイにより成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、通知者は、非開示とした**成分名及び通知した代替名その他の情報を**記録し、当該通知から**5年間保存**しなければならないこと。

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第5 緊急事態等における情報開示

1 医療上の緊急事態における開示

- (1) 医師が、非開示対象物質に**ばく露した者への診断及び治療のために必要**であるとして、**成分名の開示を求めた場合**、営業秘密に当たる成分名を**直ちに開示**することを化学物質の譲渡・提供者に対して**義務付ける**べき。
- (2) **医師による開示の請求は、口頭で足り、書面は不要**とすべき。
- (3) 医師からの要請があった場合は、**緊急対応要員を通じて成分名の開示を請求させることも認める**べき。
- (4) 夜間等に災害が発生した場合に備え、**非開示情報を含むSDSには、緊急時（夜間）問い合わせ先を記載**することを求めるべき。

※ 緊急搬送等を行う際、ばく露した化学物質に係る危険有害性情報の通知事項（SDS等）を医師に伝達することが重要である。

- (1) **産業医が、次に掲げる産業保健上の理由により、成分名の特定が必要**であるとして、**成分名の開示を書面で求めた場合**、その目的に必要な範囲において、**成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に**、化学物質の譲渡・提供者に対して、**営業秘密に当たる成分名を、速やかに開示**することを**義務付ける**べき。

- (2) **産業保健上の理由は**、次に掲げる場合であって、**労働者の健康管理のために非開示物質の成分名を特定する必要**があるときとする。

ア 非開示物質にばく露したおそれのある労働者に対する健康診断等により有所見や健康影響を把握した場合

イ 非開示物質を使用している他の事業場で健康障害が発生したことが明らかになった場合など、非開示物質にばく露する労働者に健康障害が生ずるおそれを把握した場合

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第5 緊急事態等における情報開示

3 情報の開示の秘密保持

(1) 医療上の緊急事態

ア 医療従事者は、秘密保持を情報開示の条件とせず、医療従事者としての守秘義務で対応すべき。

※ 医師等が、患者の医療上の処置のために成分名の開示を求めた場合、患者の診療情報に含まれると考えられる。なお、守秘義務違反に当たるかどうかについては、個別具体的な判断が必要である。

イ 医療従事者以外の緊急対応要員については、事後的に秘密を保持する方策が必要である。

(2) 非緊急事態（産業保健上の必要）での情報開示の条件として、秘密を保持する方策が必要である。

※ 秘密を保持する方策としては、秘密保持契約が一般的なものであるが、営業秘密情報の開示を受け、当該契約の対象となる者については、事業場の実態に応じ、当該開示情報に係る産業保健活動に従事した者に限定することが想定される。

4 履行確保の方法

- 医療上の緊急事態及び非緊急事態（産業保健上の理由）における成分名の開示については、化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務（罰則は設けない）として規定すべき。

IV 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第6 行政機関に対する非開示情報の開示等

- (1) 化学物質の譲渡・提供者が営業秘密の非開示事項を決定するに当たっては、**行政機関への届出等を求める必要はない**とすべき。
- (2) 営業秘密の非開示事項が適切に設定されているかの確認のため、**労働基準監督機関から求められた場合に報告**（非開示情報の開示等）**等に応じる義務**を化学物質の譲渡・提供者に課し、**罰則**を設けるべき。
- (3) **営業秘密の非開示事項が適切に設定されていないことを把握した場合、化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務（第4の4）（罰則を設ける）の履行確保を図るべき。**
- (4) 営業秘密による成分名の非開示を行った化学物質の譲渡・提供を行い、当該情報の記録・保存をしている**事業者が、当該事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に当該営業秘密情報の記録を提出**することを義務付けるべき。

※ 事業が譲渡される場合等、当該営業秘密情報が他の事業者において保存される場合はこの限りではない。

参考② 「令和5年度 化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」 (ばく露状況の的確な把握)

専門家検討会中間とりまとめ及び報告書抜粋①

基本的考え方

●個人ばく露測定^{※1}の法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン（※1）、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定（※2）においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。

※1：測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために当該作業場の諸条件に測定した測定計画をたてること。

※2：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者のばく露（労働者の呼吸域の濃度）を測定すること。

個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人サンプリング測定等を義務付け）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

●精度を担保する仕組み

措置済み

- ・ 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者[※]に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者[※]に行わせることを事業者[※]に新たに義務付けることが適当である。
- ・ 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- ・ 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。

想定される資格者の要件

1 個人ばく露測定の実験のデザイン及びサンプリングを行う者の要件等

- 作業環境測定士（第1種・第2種）に、追加講習の受講を求める必要がある。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施するとともに、修了試験を行うべきである。
- オキュペイショナル・ハイジニストの職務には、個人ばく露測定の実験のデザイン及びサンプリングが含まれるため、デザイン及びサンプリングを行う資格者として認めることが妥当である。

2 個人ばく露測定の実験のサンプリングのみを行う者の要件等

- 1に掲げる資格者から指示を受けてサンプリングのみを行う者については、サンプリングの実務に必要な知識に関する講習を受講した者を認めるべきである。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施すべきである。
- サンプリングのみを行う者は、1に掲げる有資格者からの指示を受けた場合にのみサンプリングを実施できる者であり、単独でサンプリングを実施することはできない。

3 個人ばく露測定の実験の分析を行う者の要件等

- 第一種作業環境測定士（機関）が最も望ましい。しかし、作業環境測定機関だけでは、分析対応能力が不足する可能性があるため、他法令に基づく測定関係の機関も分析可能とすべきである。
- これらを踏まえ、分析に関する資格者は、測定対象物質の捕集及び分析に必要な試料採取機器及び分析機器を有する者であって、次に該当する者とすべきである。
 - ・ 第一種作業環境測定士
 - ・ 第一種作業環境測定士が所属している作業環境測定機関（第一種作業環境測定士が分析を実施する場合に限る。）
 - ・ 1級化学分析技能士（所属事業場に係る個人ばく露測定における試料の分析に限る。）